富山県再犯防止推進計画検討委員会設置要綱

参考資料１

（目的）

第１条　富山県再犯防止推進計画等について協議するため、富山県再犯防止推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討委員会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）富山県再犯防止推進計画に関すること。

（２）富山県における再犯の防止等に関する施策に関すること。

（３）その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　検討委員会は、委員２０人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、有識者、国関係機関、民間支援団体、その他関係機関のうちから知事が委嘱する。

（委員長等）

第５条　検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員が互選し、副委員長は委員長が指名する。

２　委員長は、会議を進行する。

３　委員長が出席できないときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　検討委員会は、知事が招集する。

２　検討委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が検討委員会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

（１）富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第７条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

（２）公開することにより、検討委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

３　知事が必要と認めた場合は、検討委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第７条　検討委員会の庶務は、厚生部厚生企画課において処理する。

（細則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、令和元年５月24日から施行する。

２　この要綱は、令和２年３月31日限り、その効力を失う。

富山県再犯防止推進計画検討委員会委員名簿

（順不同、敬称略）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | No. | 機関・団体名 | 役職 | 氏名 |
| 有識者 | １ | 学校法人富山国際学園　富山短期大学 | 学長　　 | 宮田　　伸朗 |
| 国関係機関 | ２ | 富山地方検察庁 | 統括副検事　 | 土肥　　直充 |
| ３ | 富山刑務所 | 所長　 | 石榑　　宏成 |
| ４ | 名古屋少年鑑別所富山少年鑑別支所 | 支所長　　 | 下原　　正裕 |
| ５ | 富山保護観察所 | 所長　　 | 前川　　洋 |
| ６ | 富山労働局 | 職業安定部　職業対策課長　　 | 島田　　泰昭 |
| 民間支援団体 | ７ | 富山県保護司会連合会 | 会長　　 | 水口　　正治 |
| ８ | 更生保護法人富山県更生保護事業協会 | 理事長　　 | 金岡　　純二 |
| ９ | 富山県更生保護女性連盟 | 副会長　　 | 北川　　靜子 |
| 10 | 更生保護法人富山養得園 | 理事長　　 | 田中　　常弘 |
| 11 | 富山県ＢＢＳ連盟 | 会長　　 | 富川　　剛 |
| 12 | ＮＰＯ法人富山県就労支援事業者機構 | 会長　 | 米原　　蕃 |
| 13 | 富山刑務所篤志面接委員協議会 | 副会長　　 | 川越　　教寛 |
| 14 | NPO法人富山ダルクリカバリークルーズ | 理事長　　 | 林　　敦也 |
| 関係機関 | 15 | 富山県地域生活定着支援センター | センター長　　　 | 南沢　　宏 |
| 16 | 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 | 専務理事　　　 | 車　　司 |
| 17 | 富山県弁護士会 | 会長 | 菊　　賢一 |
| 18 | 富山県民生委員児童委員協議会 | 副会長　　　 | 廣瀬　　哲丈 |
| 19 | 公益社団法人とやま被害者支援センター | 理事長　　　 | 四十物　　直之 |

計19名